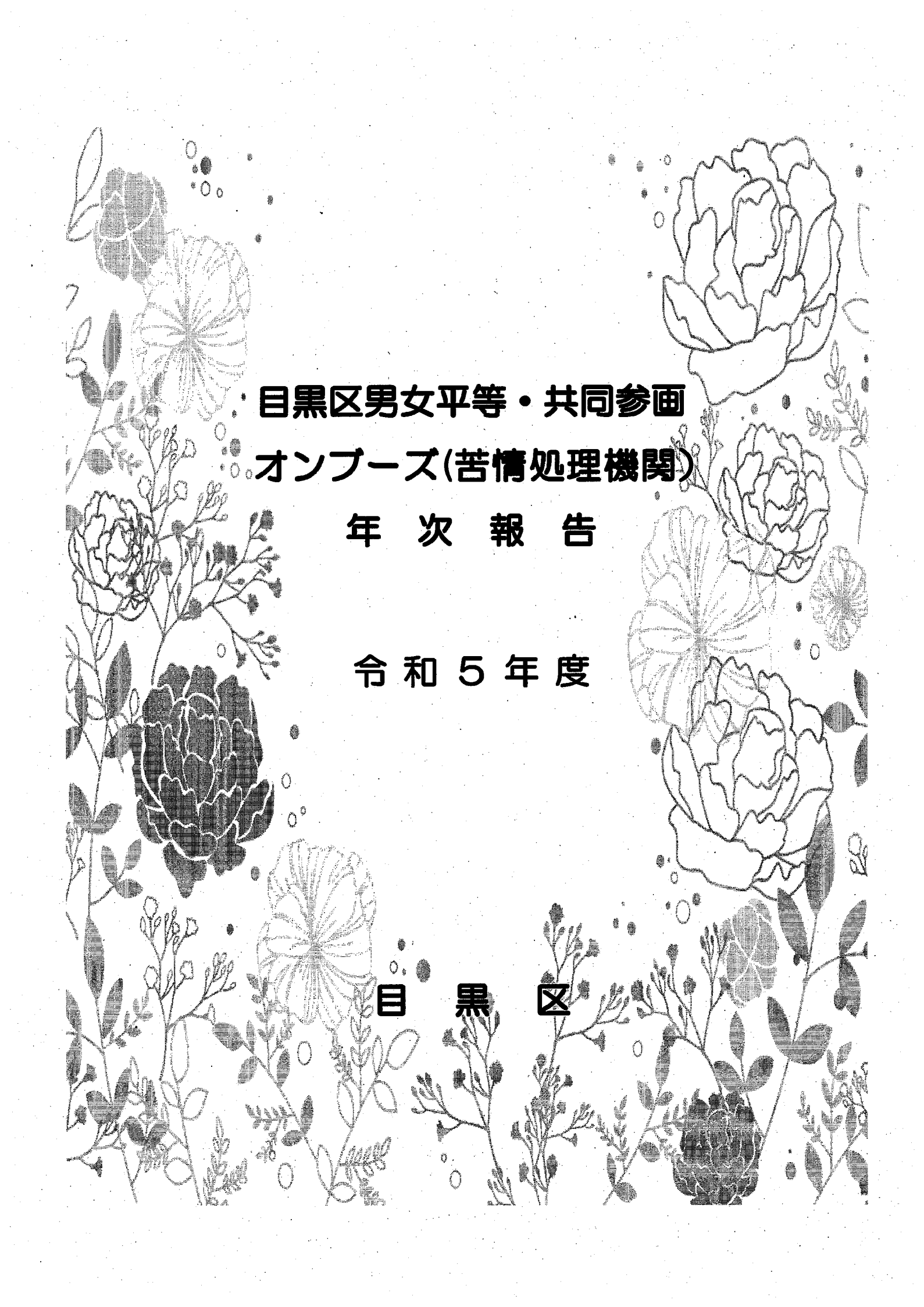




目黒区男女平等・共同参画

オンブズ(苦情処理機関)

年 次 報 告

令 和 5 年 度

目 黒 区

目黒区男女平等・共同参画オンブーズとは・・・

平成 14 年に制定された「目黒区男女が平等に共同参画する社会づくり条例」に基づき、同年に設置された機関です。「オンブーズ (ombuds)」は、「代理人・代弁者」という意味のスウェーデン語に由来します。

男女平等に関わる人権侵害（性による差別など）や、男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項についての苦情などの申出を適切かつ迅速に処理する、独立した機関（苦情処理機関）です。

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

任 期	令和4年5月20日～令和6年5月19日まで
オンブーズ	市川 静代（弁護士）
	津野 香奈美 （神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授）

令和6年4月30日

目黒区長 様

目黒区男女平等・共同参画オンブズ

市 川 静 代

津 野 香奈美



「令和5年度目黒区男女平等・共同参画オンブズ年次報告」について

目黒区男女平等・共同オンブズに関する要綱第8条第1項に基づき、標記の件について別紙のとおり報告いたします。

以 上

令和5年度事業運営状況報告

1 相談・申出（注1）件数とその内訳

令和5年度の相談件数は0件、申出件数は1件であった（別表参照）。
上記申出は、「目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例」（以下「条例」という）第22条第1項第3号（注2・注3）についてなされたものであった。

2 申出処理状況

「新たな目黒区民センター基本計画（素案）」内に、資料室、交流談話コーナー等を備えた拠点施設としての専用の設備と内実を伴った男女平等・共同参画センターの整備を求める旨の申出については、新たな目黒区民センター内の「男女平等・共同参画センター機能」として、資料の専用コーナーが予定されており、交流談話コーナー等は共用になるが、共用自体が直ちに条例第22条第1項第3号に定める「その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項」には該当しないと考えられる、などの理由により、調査を行わないこととした。

3 令和5年度についての感想

1) 相談・申出件数とその内訳

令和5年度の相談0件、申出は1件であった。問合せは1件であったが、オンブーズ紹介には至らなかった。

2) 令和5年度についての感想

本年度は申出が1件あり、オンブーズとして審査を行った。調査には至らなかったものの、これまで長期にわたり申出件数がゼロだったことを鑑みると、大きな前進であると感じる。次年度以降も、本制度が目黒区において男女が平等に共同参画し、性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための身近な事業として、より認知・活用されることを期待したい。

以 上

(注1) 申出

区民が、条例第22条1項各号に定める事項について、相手方への必要な調査等の申出をすること。

(注2) 条例第22条第1項第3号

その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

(注3) 条例第23条第3号

条例第22条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明

■相談・申出件数

1 相談日

月～金曜日の8時30分～17時の間で、相談者の希望を聞き、柔軟に対応している。

2 相談件数 0 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等														0
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 申出件数及び申出処理状況

(1)申出件数 1 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
①区施策等							1							1
②私人間	配偶者等からの暴力(DV)													0
	セクシュアル・ハラスメント													0
	その他													0
①②以外														0
合 計		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

(2)申出処理状況 1 件

内容	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
審議会への要求														0
是正勧告														0
是正要請														0
意見の表明														0
調査を行わない旨の通知								1						1
その他														0
合 計		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1

4 その他

事務局対応の問い合わせ等

1 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事務局対応問い合わせ			1										1

失業問題。オンブーズ制度について説明。
オンブーズ対応不要とのことで終了。

昨年、刑法改正があり、強制わいせつ罪等が不同意わいせつ罪等になり、「経済的・社会的関係上の地位に基づく影響力による不利益の憂慮」により「同意しない意思を形成・表明・全うすることが困難な状態にあること等に乗じて」加害行為をすること等も要件に明記されました。上司と部下の関係もこれに該当しうると解説されています。また、事業主は、社外（顧客や取引先等）からのセクハラも防止する責務を負っています。更に、取引先からのパワハラや顧客からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等。いわゆるカスタマーハラスメント）についても、相談・配慮・被害防止等の取組をすることが望ましいとされ、厚生労働省・カスハラマニュアルが公表され、都議会で条例化が検討されています。顧客等の要求の内容に妥当性がある場合であっても、その実現のための手段・態様の悪質性が高い場合は、社会通念上不相当（暴行、脅迫、強要、業務妨害、名誉毀損、不法行為等）とされることがあることが指摘されています。ハラスメントは労働者の心身にダメージを与え、離職を促します。労働力人口の減少が予想される中、ハラスメント防止は、男女平等共同参画等の観点からも、大切な課題と言えましょう。

市川 静代

一年をふり返って

令和5年に新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同じ5類へ移行し、療養や感染防止のあり方は基本的に個人の判断に任せられるようになりました。令和2年から世界的に蔓延した感染症が、一旦は一区切りとなったと言えます。日経平均株価も史上最高値を更新するという明るいニュースが続く一方で、物価が上がり、社会保障費の負担が増え、手取りが減るというスタグフレーション状態は続いています。こういった不安定な社会的情勢は少子化にも繋がり、令和5年の出生率は1.26、出生数も77万747人と、1899年の統計開始以来過去最低となりました。

日本社会の高齢化に伴い、労働人口が減少する中、女性登用の動きはますます盛んになっています。特に女性が少ない理工系の大学や研究所では女性限定公募が出るようになりましたが、ただ数を増やすだけでなく、妊娠出産等のライフイベントや育児との両立をどう支援していくかが今後のさらなる男女共同参画の鍵となりそうです。令和4年終わりに開始された産後パパ育休がその後押しとなることを期待しています。

津野 香奈美

■目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）

第4章 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ

（設置）

第21条 区長は、区民からの男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項についての申出又は当該阻害する事項を起因とした人権の侵害等についての救済の申出等を、適切かつ迅速に処理するため、目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（以下「オンブーズ」という。）を置く。

（申出の範囲）

第22条 区民がオンブーズに申出ができる事項の範囲は、次のとおりとする。

- （1）区又は区が出資する法人等で区長が定めるものが行う施策で、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項又は阻害するおそれのある事項
- （2）男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項を起因とした人権を侵害する事項又は侵害するおそれのある事項
- （3）その他男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を阻害する事項

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、申出をすることができない。

- （1）裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
- （2）法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
- （3）区議会等に請願、陳情等を行っている事項
- （4）オンブーズの行為に関する事項

（所掌事項）

第23条 オンブーズは、次に掲げる事項をつかさどる。

- （1）前条第1項の規定による申出に係る審査
- （2）前条第1項第1号の規定による申出に基づく関係機関等に対する資料の提出、説明等の要求及び必要な是正の勧告、意見の表明等
- （3）前条第1項第2号又は第3号の規定による申出に基づく関係者等に対する事情の聴取、資料の提出等の要請並びに必要な助言、指導、是正の要請及び意見の表明
- （4）前条第1項の規定による申出のうち、区の男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に重大な影響を及ぼす等の事項に係る審議会への調査及び審議の要求

（職務の遂行）

第24条 オンブーズは、独立してその職務を行う。

2 オンブーズは、前条に規定する是正の勧告又は要請、意見の表明及び前条第4号の規定による要求を行うときは、合議によりその決定を行う。

3 前項の場合において、議事に直接の利害関係を有するオンブーズは、その議事に加わることはできない。

4 オンブーズは、前条第4号の規定による要求を行う際には、申出者の同意を得るものとし、必要な意見をつけることができる。

■相談・申出のながれ

相談、申出は無料です。プライバシーは厳守します。

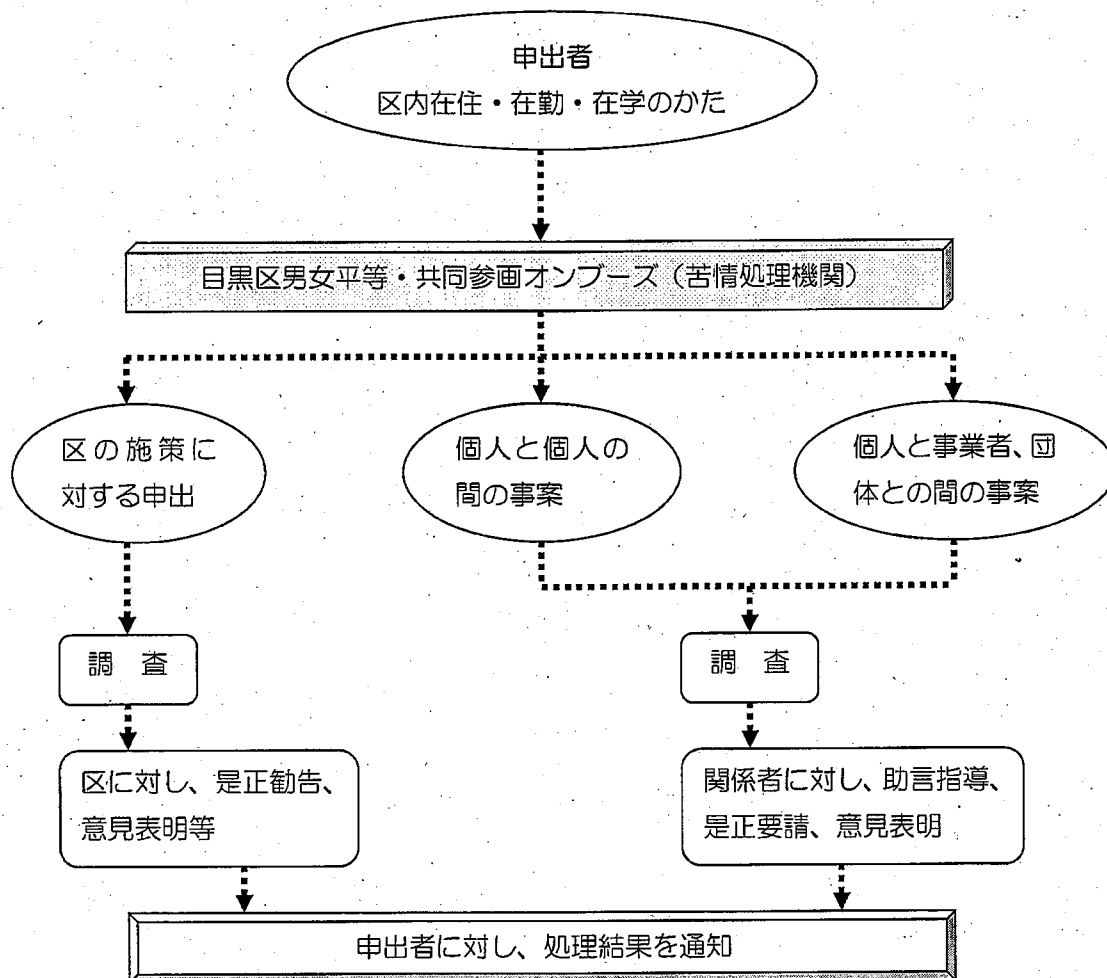
【相談日】 ご希望に応じ、柔軟に対応いたします。

【場所】 男女平等・共同参画オンブズ室（目黒区総合庁舎本館1階）

【予約・問合せ】 目黒区男女平等・共同参画オンブズ事務局

（目黒区男女平等・共同参画センター内）

電話：5722-9601 FAX：5721-8574



※ 申出の内容により、必要に応じて、目黒区男女平等・共同参画審議会に対して調査及び審査を要求することができます。

※ プライバシーは厳守します。

一人で悩まず、ご相談ください。

申出者は太線内の※の部分をご記入ください。

男女平等・共同参画オンブーズ申出書

年 月 日

男女平等・共同参画オンブーズ あて

※申出者 住所 _____
氏名 _____
電話番号 _____
区内の連絡先 _____

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第22条の規定に基づき、次の事項について、相手方への必要な調査等及び処理を求めるため、申出者本人への必要な調査に同意し、申出します。

この申出に必要な調査等を行う際に、目黒区男女平等・共同参画オンブーズが私の氏名を申出の相手方に告知することについて ※（同意します・同意しません）。

※申出事項（いつ、どこで、だれが、どのようなこと）を記入してください。

※この申出事項について他の相談窓口等のご利用状況を記入してください。

- ①利用していない
②利用したことがある（ 年 月ごろ 制度・機関名 ）
③現在、利用している（制度・機関名 ）

オンブーズ確認欄（この欄には何も記入しないでください。）

- 1 区民確認方法 【 】
2 申出除外事項の該当確認 【 】
（1）裁判所において係争中であるか、又は判決等のあった事項
（2）法令の規定により、不服申立て中であるか、又は裁決等のあった事項
（3）区議会等に請願、陳情等を行っている事項
（4）オンブーズの行為に関する事項

受付番号	收受年月日	調査開始・しない決定日	通知年月日	担当オンブーズ

目黒区男女平等・共同参画オンブーズ（苦情処理機関）年次報告

令和5年度

令和6年5月発行

発行 目黒区

編集 目黒区男女平等・共同参画オンブーズ事務局

（目黒区男女平等・共同参画センター内）＊月曜、年末年始休館

住 所：〒153-0061 目黒区中目黒二丁目10番13号

電 話：03-5721-9601

FAX：03-5721-8574